

# 平成28年八郎潟町議会第3回臨時会 会議録

平成28年12月26日(月)  
午前10時

議長 三戸留吉 お疲れ様です。  
ただいまの出席議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第3回臨時会は成立いたしました。  
なお、2番 畠山金美君から欠席の届出がありました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。3番 金一義君、4番 石井清人君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から第3回臨時会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議の経過・結果についてご報告いたします。  
本日、午前9時30分から第1委員会室において、当局より町長・総務課長が出席し、委員会が開かれました。  
今回の臨時議会の議案は、条例の一部改正が4議案、一般会計補正予算が5議案であります。従いまして本委員会では、会期を本日1日限りと決定しております。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 三戸留吉 本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
答弁のため出席を求めた者、町長・副町長・教育長・各課課長・会計管理者であります。  
それでは、日程に入るわけですが、議案第55号から63号までの9議案となっております。説明の関係上、第58号を先に説明してから進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認め、そのように決定いたしました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案は、条例改正4議案、補正予算5議案の計9議案であります。その概要について、ご説明申し上げます。  
なお特別職関係の議案については、一般職の人事院勧告にかかる議案に関連しておりますので、議案第58号から説明を始めます。

会議日程資料10ページをご覧ください。  
議案第58号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
この度の改正は、秋田県人事委員会勧告に鑑み、一般職の給与等の額を改正するものです。  
主な内容は、県内の一般職給与の公民格差417円(0.11%)について、若年層に重点を置いて給料表の水準を引き上げるとともに、民間格差が生じている一般職の期末・勤勉手当の年間支給月数を4.1ヵ月分とするために、勤勉手当を0.05ヵ月分引き上げるものです。  
また、扶養手当、時間外勤務手当についても、秋田県人事委員会勧告に準じた内容の改正となっております。

資料1ページをご覧ください。  
議案第55号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
この度の改正は、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給率を改正することに関連し、議員の期末手当の支給率を改正するものです。

主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じ、議員の期末手当を0.05ヵ月分引き上げるとともに、全県町村の特別職との格差解消のため、さらに0.05ヵ月分引き上げ、年間支給月数を2.7ヵ月分とするものです。

資料4 ページ

議案第56号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

この度の改正は、先ほどの議案第55号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給率を改正することに関連し、常勤特別職の期末手当の支給率を改正するものです。

主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じ、常勤特別職の期末手当を0.05ヵ月分引き上げるとともに、全県町村の常勤特別職との格差解消のため、さらに0.05ヵ月分引き上げ、年間支給月数を2.7ヵ月分とするものです。

資料7 ページ

議案第57号 八郎潟町教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

この度の改正は、先ほどの議案第56号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給率を改正することに関連し、教育長の期末手当の支給率を改正するものです。

主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じ、教育長の期末手当を0.05ヵ月分引き上げるとともに、全県町村の教育長との格差解消のため、さらに0.05ヵ月分引き上げ、年間支給月数を2.7ヵ月分とするものです。

なお、本条例は平成28年3月に廃止となっておりますが、経過措置として引き続き教育長として在職する間は廃止規程が適用されないことになっています。

議案第59号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）について

この度の補正予算は、先ほどの条例改正案でもご説明いたしましたとおり、秋田県人事委員会勧告に鑑みた給料、期末・勤勉手当、共済費の各人件費の補正であります。

また、職員共済組合負担金率の改定及び退職者や人事異動に伴い共済費も補正しております。

職員共済組合負担金の負担率改定の内容は、厚生年金保険に係る長期給付負担率が平成28年9月から1000分の1.17引き上げとなったものです。

なお、議案第61号 公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第62号 介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第63号 上水道特別会計補正予算（第3号）につきましても、同様に人件費の補正であります。

それでは、議案第59号 八郎潟町一般会計補正予算（第7号）の概要についてご説明いたします。

補正予算書をご覧ください。

1 ページ、歳入歳出から、それぞれ167万円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億3,320万2千円としております。

8・9 ページ、歳入は、前年度繰越金を167万円減額しております。

10 ページからの歳出につきましては、すべて人件費に係る給料、職員手当等及び共済費の補正によるものであります。また、12・13 ページの社会福祉費・老人福祉費の介護保険特別会計繰出金57万1千円の減額につきましても、介護保険特別会計の人件費によるものであります。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、22・23 ページの給与費明細書に記載しております。

特別職では、合計で42万2千円の増額、一般職では、合計で152万1千円の減額としております。

以上が一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

議案第60号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

25 ページ、歳入歳出に、それぞれ157万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,905万9千円としております。

30・31 ページ、歳入は、前年度繰越金に157万円を追加しております。

32・33 ページ、歳出は、保険給付費に不足が見込まれるため退職被保険者等高額療養費に157万円を追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第61号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について  
35ページ、歳入歳出に、それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,915万5千円としております。

38・39ページ、歳入は、前年度繰越金に2万円を、40・41ページ、歳出は、公共下水道事業費の勤勉手当に2万円をそれぞれ追加しております。

なお、計上されている人件費につきましては、42ページの給与費明細書に記載しております。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第62号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

43ページ、保険事業勘定の歳入歳出から、それぞれ57万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億5,621万3千円としております。

46・47ページ、歳入は、その他一般会計繰入金の職員給与費一般会計繰入金を57万1千円減額しております。

48・49ページ、歳出は、介護予防ケアマネジメント事業費の給料1万9千円、職員手当等2万8千円をそれぞれ追加し、共済費を61万8千円減額しております。

なお、計上されている人件費につきましては、50ページの給与費明細書に記載しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

議案第63号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について

51ページ、収益的支出に4万8千円を追加し、収益的支出の予算総額を1億4,809万1千円としております。

54・55ページ、収益的支出の原水及び浄水費に9千円、総係費に3万9千円を、それぞれ追加しております。

なお、計上されている人件費につきましては、56ページの給与費明細書に記載しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより、議案第55号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、8番 北嶋君。

8番 北嶋賢子 55号ですが、0.05ヶ月分増えるという内容になっておりますけれども、金額にすれば、だいたいどれくらいになるのでしょうか。

総務課長 小野良幸 只今のご質問にお答えいたします。議員の月額報酬ですが、本町の場合、議員で186千円ですので、その0.05ヶ月分ということで9千円程になる計算になります。

8番 北嶋賢子 9千円程という今のお話しですけども、私どものやっているアンケートで、複数の方が議員の数は減らさないで報酬を減らせというのが、結構いるんです。ですから今この金額いくらになるのかというの聞いてみました。以上です。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第3、議案第55号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって議案第55号は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第56号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第4、議案第56号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第56号は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第57号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第5、議案第57号 八郎潟町教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第57号は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第58号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第6、議案第58号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第58号は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第59号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第7、議案第59号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第59号は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第60号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第8、議案第60号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第60号は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第61号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第9、議案第61号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第61号は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第62号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第10、議案第62号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第62号は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第63号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第11、議案第63号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第63号は、原案どおり可決されました。  
今期臨時会に付議された事件は、全て終了しました。  
これをもって八郎潟町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午前10時24分）